

議案第142号

大津市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の
制定について

令和6年12月12日(木)

福祉部生活福祉課

1 改正理由

国の「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書」において、「救護施設等については、入所者が抱える様々な生活課題に柔軟に対応し、可能な方については地域移行を更に推進することが重要であり、関係機関とも連携し、計画的な支援に取り組む必要がある。このため、救護施設等の入所者ごとの支援計画の作成を制度化する方向で対応する必要がある。」と示された。

これを踏まえ、施設入所者ごとの「個別支援計画」の作成を義務化することとし、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、令和6年10月1日より施行された。

これに伴い、同様の内容が規定されている本市の条例の一部を改正する条例を制定する。

2 改正内容

- ・第19条第4項に「救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。」を加える。
- ・第24条第1項及び第25条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。
- ・第24条第2項中「第2項」の次に「及び第4項」を加える。

(改正部分の抜粋)

現行	改正後
(生活指導等)	(生活指導等)
第19条 救護施設は、入所者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えなければならない。	第19条 (略)
2及び3 (略)	2及び3 (略)
(新設)	4 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。
第24条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の状態に適合する更生計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。	第24条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の状態に適合する個別支援計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。
2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第19条(第2項 _____を除く。)の規定を準用する。	2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第19条(第2項 及び第4項を除く。)の規定を準用する。
(作業指導)	(作業指導)
第25条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の更生計画に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。	第25条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の個別支援計画に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。

4 施行期日 公布日